

令和5年1月

入札参加者各位

八女市長 三田村 統 之
(総務部総務課契約係)

専任を要する主任技術者および現場代理人の兼務について (改正)

建設業法施行令の一部が改正されたことに伴い、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

I. 専任を要する主任技術者の兼務について

請負金額4,000万円以上(建築一式8,000万円以上)の専任を有する主任技術者(※)について、下記の場合に兼務を認めることとします。(※監理技術者には適用されませんのでご注意ください。)

記

1. 密接な関連のある同一又は近接する箇所の工事
2. 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事(※1)又は施工にあたり相互に調整を要する工事(※2)(いずれも八女市発注に限らない(※3))で、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度(※4)の近接した2箇所の工事

(※1) 八女市発注の市道拡幅工事と県土整備事務所発注の県道舗装工事など。

(※2) 例

- ・ 工事用道路を共有し、相互に工程調整を要する工事
- ・ 工事の発生土を盛土材に流用し、相互に土量配分計画の調整を要する工事
- ・ 2つの現場の資材を一括で購入し、相互に工程調整を要する工事
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互の工程調整を要する工事など

(※3) 公共工事に限らず民間工事も対象となります(公共工事と同様、相手方発注者の承認が必要です)。

(※4) 従来5km程度としていたところの要件を緩和しました。

注 意 事 項

兼務を希望する場合は落札後すみやかに(契約前までに)別紙様式により発注者へ申請し、承認を受けて下さい。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意ください。この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

Ⅱ. 現場代理人の兼務について

現場代理人について、下記の工事で兼務を認めることとします。

記

1. 八女市発注で近接により諸経費を調整する工事
 2. 以下の条件を満たす2件までの工事（八女市発注に限らない（※1））
 - ① 工事現場の相互の間隔が路程で10km程度（※2）の近接した場所であること。
 - ② 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと八女市長が認めるものであること。
 - ③ 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - ④ 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則一日一回以上、担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。
 - ⑤ 一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。
- （※1）相手方発注者の承認が必要です。
（※2）従来5km程度としていたところ要件を緩和しました。

注 意 事 項

兼務を希望する場合は落札後すみやかに（契約締結前に）別紙様式により発注者へ申請し、承認を受けて下さい。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意ください。

この場合、他に配置する現場代理人がいないときは契約を締結できません。

※ 適用日

令和5年1月1日（以降に通知、公告を行うもの）

(参考 主任技術者・現場代理人の兼任と 2 工事の兼務の関係)

○技術者配置 (主任技術者・管理技術者)

単位：百万円 (税込)

現場 (その 1)

現場 (その 2)	請負額		未満 40 (80) 以上	
	下請総額		未満 45 (70) 以上	
未満 40(80)	未満	主 (専任なし)	主	監
以上	未満 45(70)	主	主	監
	以上	主	主	監

主：主任技術者 監：監理技術者
白の範囲：工事箇所の兼務可能
色付きの範囲：工事箇所の兼務不可

注) 監理技術者については次の要件を満たす場合に限り、兼務できます。
① 契約工期の重複する請負契約に係る工事であること。
② それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもので、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されたものであること。

() 内は建築一式工事

技術者が現場代理人を兼任し
かつ、2現場を兼務できる組合せ

○現場代理人配置

単位：百万円 (税込)

現場 (その 1)

現場 (その 2)	請負額		未満 40 (80) 以上	
	下請総額		未満 45 (70) 以上	
未満 40(80)	未満	現	現	現
以上	未満 45(70)	現	現	現
	以上	現	現	現

現：現場代理人